

平成 28 年度「地域環境活動を広げる 府民共同発電補助事業」に係る公募要領

大阪府では、公益的施設における太陽光発電の導入と、地域での環境活動等を行う公益的団体の活動を支援するため、NPO等が、一部寄付等を募って太陽光発電設備を公益的施設に設置し、その施設と連携して環境活動等を行う取組みに対して、費用の一部を補助する事業を実施します。

1 事業の趣旨・目的

大阪府においては、「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」を策定し、再生可能エネルギーの導入を推進しています。なかでも府域では太陽光発電の導入が有望ですが、国の固定価格買取制度の買取価格低下等の状況から大規模な太陽光発電事業が成立しにくい状況が見込まれ、今後は自家消費を主目的とした中小規模の設備導入など、新たなスキームの展開が求められています。

一方、NPOをはじめとした公益的団体は、資金調達、人材確保、活動拠点の不足等により、思うように活動を展開できないといった課題をお持ちです。

そこで、これらの課題に対応するため、公益的施設（例：小学校、幼稚園、社会福祉施設等）において太陽光発電を設置し、その余剰売電収入等を活用して、施設と連携して活動を行うNPO等を公募し、経費の一部を補助します。

なお、戸建住宅が少なく、自ら太陽光発電を設置できない府民も多い状況を踏まえ、実施にあたっては費用の一部について府民等から寄付・出資等を募ることとします。

2 補助対象事業

次の要件を満たす事業を対象とします。

- (1) 府内の公益的施設（府内市町村施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、自治会館、その他公共又は公益的施設）に太陽光発電設備を設置すること。（中古品を除く）
※太陽光発電設備で発電する電力は、主として公益的施設において使用するものとします。
（固定価格買取制度については「余剰買取」のみ認めます）
- (2) 設置に要する費用のうち、補助団体の初期負担額（対象経費から当補助金を差し引いた額）の10%以上を、10者以上の府民等からの寄付又は出資によるものであること。
- (3) 設備設置後5年間、公益的施設と連携して環境活動を含む連携活動等を計画的に実施すること。施設のスタッフや入所者等と連携していれば、実施場所は施設外でも構いません。
（毎年、発電量や連携活動の実施状況等を報告していただきます。）

3 補助内容

- (1) 補助予定件数

2件

- (2) 補助金額・補助率

1件あたり補助対象経費の2分の1（上限100万円）

※国等の補助金を併用する場合や公益的施設の所有者等からの拠出金がある場合は、これらの額を補助対象経費から差し引いて算出します。（次ページ図参照）

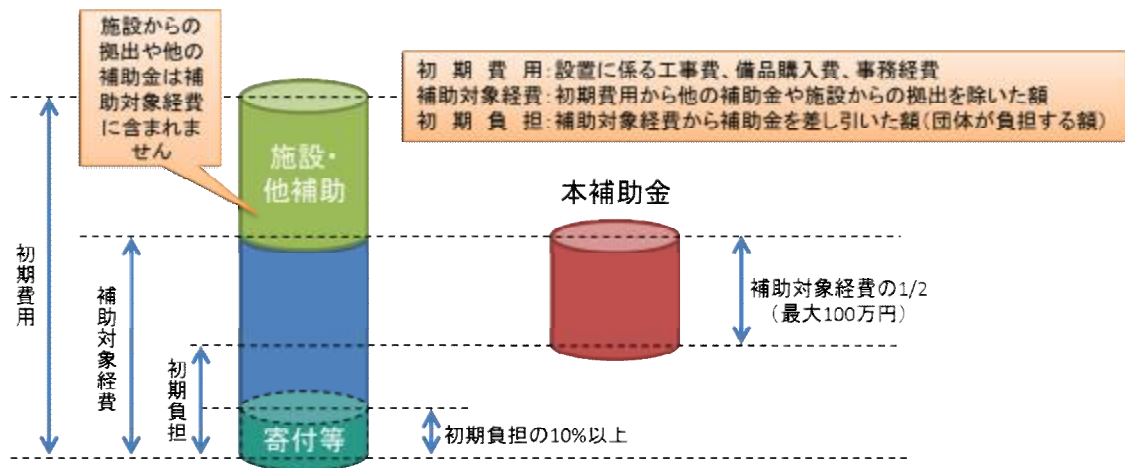


図 補助額や寄付金等の割合

4 募集期間

平成28年4月1日（金）～ 平成28年7月15日（金）

5 補助対象者

公募事業の実施主体（応募できる方）は、次の要件を満たす公益的団体とします。

- （1）団体の本拠として府内に事務所等を有し、主として府内で活動していること。
（特定の事務所を持たない団体は、代表者の住所等を事務所とみなすことができます。）
- （2）定款又はこれに類する規約等を有し、代表者が明らかであること。
- （3）団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
- （4）自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- （5）団体の活動の主たる目的が、宗教活動や政治活動でないこと。
- （6）団体及び構成員が、次に該当する者でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員もしくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者、並びにそれらの利益となる活動を行う者

イ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

ウ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

6 補助対象経費

事業実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、契約、発注、購入等を行い、事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費を補助の対象とします。

対象経費	内容
工事費	本工事費及び付帯工事費 (事業の実施に必要な不可欠な配管・配電、防水工事等の工事に必要な経費を含む)
備品購入費	事業に必要な機械装置等の購入、据付等に必要な経費 (土地の取得及び賃借料を除く。)
事務経費	補助事業及び地域環境活動の実施について、地域住民等に啓発するために必要な諸経費等。 (ただし、工事費及び備品購入費の合計額の5%を上限とする。) ※寄付等を集めるための諸経費は、交付決定前に発生する経費となるため、補助対象経費には計上できません。

7 事業実施の流れ

事業時期	内容	
	大阪府	応募者
4月1日 ～ 7月15日	事業計画書の受付	公益的施設の確保 事業計画書及び必要書類の作成・提出
8月下旬	応募事業の審査・選定 補助対象事業の採択・通知 (不採択の場合も通知します)	
通知を受けた日 から60日以内		寄付金・出資金の募集 補助金の交付申請
交付申請を受け た日から30日 以内	補助金の交付決定・通知	
交付決定を受け た日以降		太陽光発電設備の設置
事業完了後30 日以内又は平成 29年3月15 日のいずれか早 い期日まで		実績報告書の提出
実績報告後速や かに	完了検査	
完了検査後、問 題が無ければ速 やかに	補助金額の確定・通知	
補助金確定通知 を受けた後速や かに		補助金の請求
補助金の請求を 受けた後速やか に	補助金の支払い	

※事業完了後、翌年度から5年間、提出した事業計画書に基づいて施設と連携した環境活動を行うとともに、発電実績とともに、その結果を府へ毎年報告する必要があります。
(計画通りに実施されない場合は補助金返還の対象となりますのでご注意ください。)

※工事代金の支払いにおいて補助金相当額の立替えが困難な場合には、請求により概算払を受けることができます。(府に工事完了及び自己負担分の資金確保等の確認を受けることが必要です。)

8 応募の手続き

(1) 応募書類の受付

ア 受付期間

平成28年4月1日(金)から平成28年7月15日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

イ 提出方法

書類は郵送、持参の方法で行ってください。

(郵送・持参の場合は電子データの提供も併せて行ってください。)

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 事業計画書(補助金交付要綱 様式第1号)

イ 定款、寄付行為又は規約等

ウ 事業実施予定箇所の位置図

エ 事業実施予定箇所の現況写真

(事業実施箇所が確認できるように2方向から撮影したもの)

オ 対象設備の仕様書

カ 補助事業に要する費用の内訳が記載された見積書の写し

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

書類提出後の差し替えは認めません(大阪府が修正等を求める場合を除く)。

9 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から平成28年7月1日(金) 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール(アドレス: eneseisaku@sbox.pref.osaka.lg.jp)で受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

イ 質問への回答は、エネルギー政策課ホームページに掲示し、個別には回答しません。

(HPアドレス: <http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/fumin-kyodo/>)

10 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の評価の基準に基づき、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会による審査を

行い、原則として高得点の事業から上位2事業を補助対象候補として採択します。

イ 審査の結果、各審査委員の評価点の平均点が、1項目でも1点となった事業、又は、合計で10点未満となった事業は、原則として採択しません。

ウ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査・評価の基準

審査項目	評価の基準	配点
① 公益的団体の活動内容	・地域における環境活動を積極的に実施しているか。 ・団体が予定している活動内容に積極的な環境活動が含まれているか。	5
② 事業内容の環境保全・創造への寄与	・計画している環境活動が、地域環境の保全・創造につながる行動となっているか。	5
③ 事業手法の適切性	・経費に妥当性があるか。 ・計画に実効性があり、景観等の環境面に配慮されているか。	5
④ 波及・PR効果	・広く府民に対して、太陽光発電導入への波及やPR効果が期待できる計画となっているか。	5
⑤ 地域からの支持	・複数の地域団体との連携や、幅広い主体からの協力等、地域に支持された計画であるか。	5
評価点合計		25

(3) その他

次に該当する場合は、審査の対象から除外します。交付決定後に判明した場合は決定を取り消し、交付済みの補助金があれば返還を求めます。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合

エ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

11 問い合わせ先・書類提出先

大阪府環境農林水産部エネルギー政策課企画推進グループ

所在地：〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎22階

電話：06-6210-9288

FAX：06-6210-9259

E-mail：eneseisaku@sbox.pref.osaka.lg.jp